



2023年10月27日

各位

会社名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代表取締役社長 山浦正貴
(コード:1780 東証プライム)
問合せ先 管理本部企画プロジェクトチーム
マネージャー 石川 浩
(TEL 0265-81-5555)

関係者の処分および改善報告書の提出に関するお知らせ

当社は、2023年9月1日付「第三者委員会の調査報告書（最終）の受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者委員会による本調査結果及び提言を踏まえ、本日開催の取締役会において、経営責任を明確にするため関係者の処分を決定しました。

また、当社が過年度決算短信等を訂正した件につきまして、2023年9月22日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第504条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、2023年10月6日に提出しておりますので、合わせてお知らせいたします。

記

1. 関係者の処分の内容

各取締役の処分は以下のとおりです。

代表取締役	月額報酬の30%辞退(3ヶ月)、業績連動金銭報酬の不支給
取締役(建設事業部長)	月額報酬の30%辞退(3ヶ月)、業績連動金銭報酬の不支給
取締役(管理本部長)	月額報酬の30%辞退(3ヶ月)、業績連動金銭報酬の不支給 降格 専務取締役 → 取締役(2023年11月13日付の予定)
取締役(首都圏事業部長)	月額報酬の30%辞退(3ヶ月)、業績連動金銭報酬の不支給
社外取締役(監査等委員) 3名	月額報酬の20%辞退(3ヶ月)
その他の取締役 4名	月額報酬の20%辞退(3ヶ月)、業績連動金銭報酬の不支給

2. 関係者の処分の対象期間

- ・月額報酬については、2023年11月～2024年1月までの3ヶ月間
- ・業績連動金銭報酬については、2023年3月期(第64期)通期の業績により2024年3月期(第65期)に支給される分

なお、前当社代表取締役社長には、当社代表取締役としての在任期間中の経営責任として、退職前の月額報酬の30%（3ヶ月）分の自主返納を予定しております。

3. 改善報告書

東京証券取引所株式会社へ提出し、現在公衆の縦覧に供されている「改善報告書」は、下記よりご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/listing/measures/improvement-reports/jr4eth0000003pg5-att/jr4eth0000003ph1.pdf>

以上